

令和3年度 一関市国民健康保険事業計画

1 計画の目的

市町村国保は、国民皆保険制度の基盤として住民の医療受診機会の確保及び健康の保持・増進に大きく寄与し、地域保険として重要な役割を果たしているところであり、今後さらに進展していく高齢化社会においてその役割は一層重要性を増してくるものと考えられる。

しかしながら、市町村国保は制度的に、加入者の平均年齢が高いため1人あたりの医療費は高くなり、一方で平均所得が低い水準にあることから所得に対する保険税の負担割合が高くなる。これら保険者の運営努力だけでは解決できない“構造的な問題”を抱えていることに加え、高齢化の進展や高度な医療の普及に伴う医療費の増加等によりその運営は全国的に年々厳しさを増しているところであり、こうした課題に対応するため、これまで「財政支援の拡充」や「国保運営に関する都道府県と市町村の役割分担の在り方」などの社会保障制度改革が検討されてきたが、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から国保都道府県単位化がスタートし、国による財政支援の拡充が図られたところである。

本計画は、このような状況を踏まえながら、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、必要な保険給付を行うため、令和3年度における運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものである。

2 基本方針

国保都道府県単位化の4年目となる令和3年度においては、下記の事項について着実な取り組みを図りながら、県との連携の下に、国保運営の健全化と安定化に努めるものとする。

(1) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

「一関市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、関係機関との連携を図りながら総合的かつ効果的に保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進と疾病予防、重症化予防を図り、以って被保険者の負担軽減及び医療費の適正化に努める。

(2) 保険税の適正な賦課・徴収

国民健康保険の運営は一定の公費負担と保険税で賄うという基本原則に基づき、必要な財源及び負担の公平性を確保するため一層の収納率向上に取り組むなど、適正な賦課・徴収に努める。

(3) 適正な資格適用と給付等

限られた財源で国保運営を維持していくため、引き続き適正な被保険者資格の適用と給付等に努める。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

国民健康保険の運営及び負担に対する理解等を深めていただくため、国民

健康保険事業の仕組みや財政状況、制度を維持していくために必要な取り組み、及び給付や負担軽減制度等について、わかりやすい周知と情報発信に努める。

(5) 国等に対する働きかけ

持続可能な国民健康保険制度の安定・確立と課題解決に向けた対策を講じるよう、引き続き国等に対し要望・提言していく。

3 主な取り組み

(1) 被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化

事業名等	事業内容等				
<p>特定健康診査の実施</p>	<p>生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「一関市特定健康診査等実施計画（第3期）」に基づき、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として内臓脂肪型肥満に着目した健康診査を実施する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象者全員に受診票を送付するとともに、国保だより等で受診を呼びかける。 ◆受診しやすい環境づくりのため、特定健診を集団健診・個別健診・人間ドックにて実施する。また、各種がん検診等との同時受診、土・日曜日や夜間健診を実施する。 ◆血圧や血中脂質検査等の基本的な健診項目に加え、医師の判断により心電図や眼底検査等の追加検査を行う。 ◆初めて特定健診の対象となる40歳の方には、生活習慣病予防に関するパンフレットと健診結果票を保管・記録できる健康ファイルを送付し、健診を活用した生活習慣病予防の意識啓発を行う。また、50歳の方は、受診料無料とする。未受診の方には、勸奨はがきを送付し受診を呼びかける。 <p>【特定健康診査受診率目標】</p> <table border="1" data-bbox="576 1509 1426 1599"> <tr> <td data-bbox="576 1509 995 1554">令和3年度目標</td> <td data-bbox="995 1509 1426 1554">〔参考〕令和元年度実績</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1554 995 1599">53.5%</td> <td data-bbox="995 1554 1426 1599">44.3%</td> </tr> </table>	令和3年度目標	〔参考〕令和元年度実績	53.5%	44.3%
令和3年度目標	〔参考〕令和元年度実績				
53.5%	44.3%				
<p>特定保健指導の実施</p>	<p>「一関市特定健康診査等実施計画（第3期）」に基づき、特定健康診査の結果、「積極的支援」「動機付け支援」に階層化された方を対象として生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努める。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対象者に指導案内を送付するとともに、市広報で周知するほか、健康診査の問診時に保健師や看護師から参加を呼びかける。 ◆特定保健指導の実施率の向上を図るため、スマートフォン、タブレット等を活用した遠隔面接（ICT遠隔指導）によ 				

事業名等	事業内容等				
	<p>る特定保健指導を実施していく。</p> <p>【特定保健指導実施率目標】</p> <table border="1" data-bbox="574 376 1423 465"> <tr> <td data-bbox="574 376 994 421">令和3年度目標</td> <td data-bbox="994 376 1423 421">〔参考〕令和元年度実績</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 421 994 465">43.2%</td> <td data-bbox="994 421 1423 465">15.1%</td> </tr> </table>	令和3年度目標	〔参考〕令和元年度実績	43.2%	15.1%
令和3年度目標	〔参考〕令和元年度実績				
43.2%	15.1%				
重症化予防の取り組み	<p>特定健康診査の結果、一定の検査項目が要医療者（精密検査または治療を要する所見がある方）に対し、検査値等の状況に応じ、受診勧奨や保健指導を行う。</p> <p>【実施方法】</p> <p>◆生活習慣病予防重症化予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果通知時の受診勧奨 特定健康診査の結果、要医療者に受診勧奨のチラシを同封。 ・受診確認 医療機関への受診が必要な検査値の方に対しては、受診確認通知を送付。 受診が確認されない場合には、保健師や看護師、栄養士が電話または家庭訪問等により保健指導・受診勧奨を行う。 ・糖尿病治療中断者 過去の特定健康診査データ又はレセプトデータにより治療の継続が確認されない方に対し、受診勧奨通知を行い、必要な場合は電話や家庭訪問での保健指導を実施する。 				
医療費の通知	<p>自身の健康と、適正受診の必要性や国民健康保険制度に対する理解を深めていただくため、受診状況が容易に確認でき、自己負担分のみならず医療費全体の内容等が把握できる通知書を送付する。</p> <p>【実施方法】</p> <p>◆受診歴のある世帯の世帯主に対し、1年間分まとめて通知する（年1回）。</p>				
後発医薬品の普及促進	<p>患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努める。</p> <p>【実施方法】</p> <p>◆後発医薬品に切り替えた場合に一定の削減効果が見込まれる世帯に対し、その差額（負担軽減額）を通知する（年間3回）。</p> <p>◆「ジェネリック医薬品希望カード」を被保険者証の更新時に全被保険者に同封するとともに、市役所窓口において希望者に配布する。</p>				

事業名等	事業内容等
健康講演会の開催	他の健康に関する講演会との併催を含め、市民の関心の高い健康に関する題材をテーマとした講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発に努める。

(2) 保険税の適正な賦課・徴収

事業名等	事業内容等															
税率の見直し等	国民健康保険制度の都道府県単位化により、県より示された納付金額を確保するために必要な保険税率等を設定することになるが令和2年度の税率等を据え置いた場合には、令和4年度以降に税率等の大幅な引上げが想定されることから、安定的な財政運営を行うため、中期的な財政見通しを踏まえ、財政調整基金を活用しながら、税率等についても引上げを行う。															
収納率の向上対策	<p>国民健康保険制度の趣旨や保険税負担の公平性確保に対する理解を得ながら、引き続き収納率向上のための取り組みを推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年度予算</th> <th>[参考] 令和元年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現年課税分</td> <td>95.0%</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>一般被保険者分</td> <td>95.0%</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者分</td> <td>—</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td>16.0%</td> <td>19.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年度予算	[参考] 令和元年度実績	現年課税分	95.0%	95.4%	一般被保険者分	95.0%	95.4%	退職被保険者分	—	97.1%	滞納繰越分	16.0%	19.7%
区分	令和3年度予算	[参考] 令和元年度実績														
現年課税分	95.0%	95.4%														
一般被保険者分	95.0%	95.4%														
退職被保険者分	—	97.1%														
滞納繰越分	16.0%	19.7%														
口座振替制度の利用促進	納期内納付を推進するため、納税通知書へのチラシの同封、国保だよりや市ホームページを活用したPR等により、口座振替制度の利用を促進する。															
コンビニ収納等の実施	納税機会を確保し納税者の利便性向上を図るため、納税通知書及び督促状によりコンビニや電子マネーで納付できる体制を継続する。															
徴収嘱託員の配置	徴収嘱託員による訪問や電話による納税督促を行い、主に初期、少額のうち滞納者と接触することにより、滞納が累積する前に早期解消に努める。															
休日・夜間の訪問徴収等	休日・夜間の納税・相談窓口の開設、休日・夜間の随時訪問、及び管理職による訪問徴収等により滞納者との接触を図る。															
短期被保険者証等の適切な運用	短期被保険者証及び資格証明書等の制度を適切に運用し、納付指導や納税相談の機会確保を図り、滞納者の自主納税を促進する。															

(3) 適正な資格適用と給付等

事業名等	事業内容等
被保険者資格の適正化	国民年金被保険者情報を活用し、国民年金第1号被保険者（自営業者等）の資格を喪失した方のうち国民健康保険の資格喪失届を行っていない方に対し、届出勧奨等を行う。 また、他の被用者保険等に被扶養者として加入できる可能性があると思われる方に対し、その確認等をしていただくためのお知らせを行う。
レセプト点検の実施	医療機関から請求されたレセプト（診療報酬明細書）の内容や国保給付資格を二重に点検・審査し、内容に疑義があるものについては過誤調整や再審査請求を行い、無資格者については医療機関への返戻や被保険者への返還請求等を行うなど、適正な保険給付に努める。 また、被保険者への返還請求については、平成26年度以降順次整備されている保険者間調整の手法を活用し、未収金の解消に努める。
第三者行為の求償	交通事故など第三者により傷病を受けたことによると思われるレセプトについて調査を行い、第三者行為に該当するものについては、国民健康保険団体連合会と連携しながら加害者等に対し適正な求償を行う。

(4) 積極的な制度周知と情報提供

事業名等	事業内容等
市広報による周知	健康づくりや健康診査等の保健事業に関するお知らせ、保険税納付や適正受診等の呼びかけ、給付や負担軽減制度等の周知、国民健康保険の運営状況などについて、年4回市広報に掲載し、全世帯に配布する。
ホームページの充実	各種制度や手続き等についてお知らせしている市ホームページを充実させ、各種制度や手続き等について常に新しい情報をわかりやすく発信するよう努める。

(5) 国等に対する働きかけ

事業名等	事業内容等
国に対する要望・提言	被保険者が将来にわたり安心して必要な医療が受けられるよう、国民健康保険の制度や財政的課題等について、引き続き市長会や国民健康保険中央会等を通じて要望・提言していく。
県に対する提言等	岩手県国民健康保険運営方針の推進及び見直し等を行うため、平成30年に新たに設置された岩手県国民健康保険連携会議等を通じて必要な提言等を行っていく。 また、厚生労働省が推奨する国民健康保険・市町村標準事

事業名等	事業内容等
	務処理システムを導入したが、県内全市町村の導入による業務の広域化と事務処理の平準化の早期達成を求めている。